

基本方針 2 消費者被害の救済 項目数 1

(1) 消費生活相談・被害の救済 (該当項目なし)

(2) 消費生活相談に関連する各種専門相談の充実

ア 各種相談事業の推進 (該当項目なし)

イ 関係機関・団体等との連携の強化

新規	充実	重点	取組内容	推進状況				説明	担当課
				着実 実施済	着手	着手推進 手進手中手	未着手		
			3 日本司法支援センター京都地方事務所との連携 日本司法支援センター京都地方事務所(法テラス京都)と十分な連携を図り、消費者被害の迅速かつ的確な救済をする。 (参考) 平成 19 年 10 月 29 日、日本司法支援センター第 2 回京都協議会に出席、業務内容や活動の実施状況、今後の展望等の報告を受け、意見交換を行った。					平成 18 年 9 月 13 日、日本司法支援センター第 1 回京都協議会に出席、関係団体等で連携について協議した。なお、同センターは平成 18 年 10 月 2 日からの業務を開始した。消費者被害に迅速に対応するため、適宜、情報交換を行うなど、連携を図っている。 ・センター開設の周知に協力 平成 18 年 10 月、本庁舎、北庁舎に日本司法支援センター用の配架棚設置を依頼、各区役所・支所には、窓口にてリーフレット等の配布を依頼し、実施した。	文化市民局 市民総合相談課